

旅行条件書（海外手配旅行）

お申込みの際は、必ずこの旅行条件書をお読みください。

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4 に定める「取引条件説明書面」および同法第12 条の5に定める「契約書面」の一部となります。

2. 手配旅行契約

- (1) この旅行は、株式会社ロツティツアー（東京都品川区平塚2-9-31-1101 東京都知事登録旅行業 第3-4675 号 以下「当社」といいます）が手配する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と手配旅行契約（以下旅行契約といいます）を締結することになります。
- (2) 手配旅行契約とは、当社がお客様の依頼により、お客様のために代理、媒介または取次をすることなどにより、お客様が運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他のサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。

3. 旅行代金

- (1) 「旅行代金」とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用および当社所定の旅行業務取扱料金（変更手数料および取消手数料を除きます）をいいます。
- (2) 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了致します。従って、運送・宿泊機関等の間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合でも、当社がその義務を果たしたときには、所定の取扱料金をお支払い頂きます。

※取扱料金については別紙「旅行業務取扱料金表」にてご確認ください。

4. 旅行のお申込みと契約の成立時期

- (1) 当社所定の申込書（または申込フォーム）にご記入の上、申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金・取消料・取消手数料その他、お客様が当社に支払うべき金銭の一部として取り扱います。
- (2) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立いたします。
- (3) 本項（2）の規定にかかわらず、次の場合は申込金のお支払いを受けることなく、旅行契約は成立いたします。
 - ① 申込金のお支払いを受けることなく手配旅行契約の締結を承諾する旨を記載した書面をお渡しした場合、当社が当該書面を交付した時点で契約は成立いたします。ファクシミリの場合は当社が発信した時点、電子メールの場合はお客様に到達した時点で契約が成立いたします。
 - ② 団体・グループ契約において契約責任者に申込金のお支払いを受けることなく手配旅行契約の締結を承諾した旨を記載した書面をお渡しした場合、当社が当該書面を交付したときに契約は成立いたします。
 - ③ 旅行代金と引換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面（e チケット、ホテルバウチャー等）をお渡す場合、当社が申込みを承諾した時点で契約は成立いたします。
- (4) 申込金は、お一人様につき、5万円以上旅行代金の全額までとさせていただきます。（旅行代金が5万円以下の場合は全額となります。）ただし、PEX 航空券、発券期限のある事前購入型割引航空券、海外発航空券など、発券期限のある航空券やチケット類の場合は、当社が指定する期日までに全額をお支払いいただきます。）

また、日本ご出発日の前日から起算して14日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、申込時点または当社が指定する期日までに全額をお支払いいただきます。

- (5) お申込み及び申込書への記入において、氏名（スペル）はご旅行に使用されるパスポートの記載通り（アルファベット）にてご記入下さい。

5. お申込み条件

- (1) お申込み時点で20 歳未満の方は、保護者の同意が必要です。
- (2) 旅行開始時点で15歳未満の方は保護者の同行、成年の責任者の出発までの付添いや現地到着空港への出迎え等が必要となる場合があります。

- (3) 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障がいをお持ちの方等で特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出下さい。当社は可能かつ合理的な範囲で応じますが、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様のご負担となります。また医師の健康診断書を提出していただく場合や、運送・宿泊機関等の判断によりお申し込みをお断りさせていただく場合もあります。
- (4) その他当社の業務上の都合によりお申し込みをお断りする場合があります。

6. 契約書面

- (1) 当社は、手配旅行契約の成立後速やかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。契約書面は、本旅行条件書、予約確認書、日程表、旅行代金見積書等により構成されます。
- (2) 前項本文の契約書面を交付した場合において、当社が手配旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載するところによります。
- (3) 当社は、あらかじめお客様の承諾を得て、手配旅行契約を締結しようとするときにお客様に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面又は契約書面の交付に代えて、電子メール等の情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下「記載事項」といいます）を提供することがあります。この場合、当社はおお客様の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。

7. 旅行代金

- (1) 旅行代金とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料、その他 の運送・宿泊機関等に対して支払う費用および当社所定の旅行業務取扱料金（変更手続き料金および取消手続き料金を除きます）をいいます。
- (2) 航空券代金とは運賃本体（平日・週末運賃、日本国内・海外アドオン運賃、途中降機運賃、マイルアップ加算額等の合算額等）、燃油特別付加運賃（燃油サーチャージ）と諸税、空港施設利用料、航空保険料等の合計をいいます。
航空券発券時に徴収させて頂く諸税、空港施設利用料、航空保険料および燃油特別付加運賃等（以下「空港諸税等」といいます）は、旅行代金には含まれておりませんので、手配旅行契約成立時点において確定した金額の日本円換算 額を別途お支払いいただきます。
尚、空港諸税等をお支払い頂いた場合でも、渡航先国によって現地徴収の空港諸税等が存在する場合があります。
- (3) 旅行代金は、請求書に記載した期日までにお支払いいただきます。旅行代金の支払い期日は、航空券の種類によって異なります。また、ピーク時期や混雑状況など航空会社の予約事情により急遽発券依頼が入ることもあり、その場合にはお支払い期日が早まります。

8. 空港諸税・燃油サーチャージ等のお支払い

- (1) 航空券発券時に徴収となります空港諸税、空港施設利用料、航空保険料および燃油サーチャージは旅行代金には含まれておりません。旅行契約成立時点において確定した確定した金額の日本円換算額を別途お支払いいただきます。なお徴収額は、ご利用いただく航空券運賃の大人・子供種別に準じます。
- (2) 日本円換算額は旅行契約の成立時点で確定、それ以降の為替相場の変動による追加徴収、返金は致しません。但し、空港諸税・燃油サーチャージ等の新設や増額、増額の場合には追加徴収、減額の場合には返金させていただきます。
- (3) 燃油サーチャージの値上げを理由とした解除の場合は所定の取消料を申し受けます。

9. 旅行代金の変更

- (1) 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改定、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります、この場合、旅行代金変動による差額はお客様の負担とさせていただきます。
- (2) 当社は、旅行サービスを手配するために実際に要した旅行代金とお客様から旅行代金として収受した金額が合致しない場合は、速やかに旅行代金の清算をさせていただきます。

10. 契約内容の変更

- (1) お客様は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。
- (2) お客様の求めにより契約内容を変更する場合、既に完了した手配を取り消す際に運送・宿泊機関等へ支払う取消料・違約料その他の手配変更に要する費用は、お客様にご負担いただきます。また、該当手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加または減少は、お客様に帰属するものとします。
- (3) 上記変更に要する費用とは別に、変更手続きをすることの対価として当社所定の変更手数料をお支払いいただきます。
※変更についての規定および変更手数料についてはお申し込みの旅行 サービスによって異なります。別紙にてご確認ください。

11. 契約の解除

- (1) お客様による任意解除
お客様は、下記の費用をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部または一部を解除することができます。契約解除のお申し出は、当社営業時間内にお受けします。
 - (ア) お客様が既に提供を受けた旅行サービスの費用
 - (イ) お客様がまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料・取消手数料・違約料等、運送・宿泊機関等に対して、既に支払ったまたはこれから支払う費用
 - (ウ) 当社所定の取消手数料および、当社が得るはずであった取扱料金※取消についての規定および取消料・取消手数料についてはお申し込みの旅行サービスによって異なります。別紙にてご確認ください。
- (2) お客様の責に帰すべき事由による解除
当社は、お客様が所定の期日までに旅行代金をお支払いされないときは、旅行契約を解除することがあります。この場合、下記の費用はお客様のご負担とさせていただきます。
 - (ア) お客様が既に提供を受けた旅行サービスの費用
 - (イ) お客様がまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料・取消手数料・違約料等、運送・宿泊機関等に対して、既に支払い、またはこれから支払う費用
 - (ウ) 当社所定の取消手数料および、当社が得るはずであった取扱料金
- (3) 当社の責に帰すべき事由による解除
当社の責任により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合当社は、旅行代金から、お客様が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として運送・宿泊機関等に既に支払い、またはこれから支払う費用を差し引いて、既に収受した旅行代金をお客様に払い戻しいたします。

12. 通信契約による旅行条件

- 当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金等のお支払いを受けること」（以下「通信契約」といいます）を条件に、「電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段による旅行のお申し込み」を受ける場合があります。通信契約による旅行条件も本旅行条件書に準拠しますが、以下の点で異なります。
- (1) 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻債務を履行すべき日をいいます。
 - (2) 通信契約の申し込みの際し、会員は、申し込みをしようとする旅行サービスの内容、旅行開始日、会員番号（クレジットカード番号）、カード有効期間等を当社にお申し出いただきます。
 - (3) 通信契約による旅行契約は、当社が申し込みを承諾する通知を發した時に成立します。ただし、Eメール等の電子承諾通知による方法で通知する場合は、当該通知がお客様に到着した時に成立するものとします。
 - (4) 当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金や取消料・取消手数料等の支払いを受けます。この場合、カード利用日は確定した旅行サービスの内容をお客様に通知した日とします。また、契約内容の変更や契約解除等によりお客様が負担することに

なる費用のカード利用日は、当社が費用等の額をお客様に通知した日とします。ただし、本項の(5)により当社が旅行契約を解除したときは、当社が定める期日及び方法により当該費用等をお支払いいただきます。

- (5) 通信契約を締結しようとする場合にあって、会員の有するクレジットカードが無効である等により、旅行代金等に係る債務の一部または全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行契約の締結をお断りまたは旅行契約を解除する場合があります。

13. 団体・グループ契約

- (1) 当社は、同じ行程を旅行する複数の旅行者（以下「構成者」といいます）がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます）を定めて申し込んだ旅行契約については、本項の規定を適用します。
- (2) 当社は、旅行者が定めた契約責任者が構成者の旅行契約締結に関する一切の代表権を有しているものとみなして、当該旅行契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。
- (3) 契約が締結された場合は、契約責任者は当社が定める日までに、構成者の人数を通知し構成者の名簿を当社に提出していただきます。
- (4) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (5) 契約責任者が旅行に同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (6) 当社は、契約責任者から構成者の変更のお申し出があった場合は可能な限りこれに応じます。変更によって生じる旅行代金の増減および変更にかかる費用はお客様のご負担となります。

14. 当社の責任

- (1) 当社は、当社または当社の手配代行者の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。但し、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に通知があった場合に限りです。
- (2) 当社は、手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して14日以内に、海外旅行にあっては21日以内に当社に通知があった場合に限り、旅行者1名につき15万円を限度（当社に故意または重大な過失がある場合を除きます）として賠償します。
- (3) 免責事項
- お客様が、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の当社および当社の手配代行者の関与し得ない以下に例示するような事由により損害を被ったとき、その損額を賠償する責任を負うものではありません。
- (ア) 天災地変、戦乱、暴動、航空機の遅延・ストライキ等により出発便が取り消され、または旅行日程が変更された場合
- (イ) 運送・宿泊機関等の過剰予約受付（オーバーブッキング）により予約を取り消され、または搭乗・宿泊等を拒否された場合
- (ウ) お客様が予約の再確認（リコンファーム）が必要な航空便において、当該航空会社の定める日時までに予約の再確認および出発時刻の確認を怠ったために予約を取り消され、または航空券が無効になった場合
- (エ) お客様が搭乗手続締切時刻までに手続きを完了できなかった場合、もしくは搭乗手続き後に予定便に搭乗できなかった場合
- (オ) お客様が航空券その他のチケット、予約確認書、パウチャー等の紛失または盗難に遭われた場合
- (カ) 旅券（パスポート）の残存有効期間の不足および査証（ビザ）の不備のため、日本および各国の出入国管理法により、搭乗、出入国ができない場合
- (キ) お客様のご都合または乗り遅れにて予約されていた予定便に搭乗されず、以降のご予約が取り消され航空券が無効になった場合
- (ク) 申込書に記入されたお客様の氏名等が間違っていたことにより、パスポート記載の名前と航空券記載の名前が違い、ご自身の氏名と違うチケットが発券され、それにより運送・宿泊機関等より利用を拒否された場合

15. お客様の責任

- (1) お客様の故意または過失、法令・公序良俗に反する行為、またはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、契約を締結するに際しては、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他の契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

- (3) お客様は、旅行開始後において契約書面記載の旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社または当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

16. お客様が出発までに実施する事項

- (1) ご旅行に必要な旅券および残存有効期間・査証・再入国許可および各種証明書の取得および出入国書類の作成等はお客様ご自身の責任で行っていただきます。（日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理局事務所にお問い合わせください。）
- (2) 渡航先（国または地域）の衛生状況については厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ<http://www.forth.go.jp/>でご確認下さい。
- (3) 渡航先（国または地域）によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出ていますので、外務省「海外安全ホームページ」<http://www.anzen.mofa.go.jp/>でご確認下さい。

17. 海外旅行保険への加入について

ご旅行中に病気、怪我をした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。万が一に備え、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入されることをお勧めいたします。

当社では、海外渡航者安全事業共済会の海外旅行保険を取り扱っております。お気軽にお問い合わせください。

18. 個人情報の取り扱いについて

当社は、個人情報を明示した利用目的の範囲内で取り扱います。また、当社は、ご提供いただいた個人情報を、ご本人の同意がある場合または正当な理由がある場合を除き、第三者に開示または提供いたしません。

- (1) 当社は、旅行のお申し込みの際に提出いただいた申込書（申込フォーム）に記載または入力された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただく他、お客様がお申込み頂いた旅行において旅行サービスの手配およびそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当社は①当社および当社の提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内および、旅行に関する情報のご案内、②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典サービスの提供、⑤統計資料の作成のためにお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (2) 一部の任意記入項目にご記入頂けない場合、未記入の項目に関連するサービスについては、適切にご提供できないことがございます。
- (3) 当社は、以下の例外事項を除き、個人情報をお客様の承諾なしに第三者に提供することはありません。
- (ア) お客様の同意がある場合
 - (イ) 法令に基づく場合
 - (ウ) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
 - (エ) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
 - (オ) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

19. 約款準拠

本旅行条件説明書面に記載のない事項は、当社の旅行業約款（手配旅行契約の部）に定めるところによります。

20. 旅行条件の基準日

この旅行条件は、見積書またはご請求書に記載された年月日現在の運賃、料金を基準としています。

21. その他

- (1) 旅行代金の返金に関するご注意

当社では、お客様のご都合による取消の場合および返金が生じた場合、返金に伴う取扱手数料は、お客様のご負担とさせていただきます。

また、金融機関のお客様の日本国内の銀行口座への振込みとさせていただきます。なお、クレジットカードによるお支払いの場合は提携会社

より返金の場合もあります。クレジットカードにてオンライン決済後の決済手数料は提携会社よりご返金致しかねます。予めご了承下さい。

(2) 航空会社のマイレージについて

航空会社のマイレージサービスについては、お客様と航空会社との会員プログラムにつき、サービスに関してのお問い合わせ、登録等はおお客様ご自身で航空会社と行っていただきます。また、マイレージに関しての責任は当社では負いかねます。

(3) 航空会社での無料受託手荷物について

航空会社の受託手荷物については、無料で預けられる手荷物の量に制限があります。制限を超えると、超過手荷物料金が必要です。方面および航空会社ごとに異なりますので航空会社にご確認下さい。

(4) お申し込みのお名前について

お申し込みのお名前はパスポートのスペル通りをお願いいたします。ご搭乗者氏名のスペルの訂正、大人・子供の種別、性別の訂正、旅行者の交替は変更ではなく取消扱いとなり、取消料の対象となりますのでご注意ください。

(5) 搭乗手続きについて

航空機への搭乗手続きは余裕を持って行って下さい。また、予告なしに出発時刻が変更される場合がありますので、ご利用航空会社へ出発・搭乗手続き時刻等をご確認ください。

(6) 当社はいかなる場合も旅行の再実施は致しません。

株式会社ロツティツアー

東京都知事登録旅行業3-4675 号

一般社団法人 全国旅行業協会正会員

〒1420051 東京都品川区平塚2-9-31-1101

TEL:03-6426-1476 FAX:03-6426-1478

営業時間 月曜～金曜 9時～17時 (土日祝日は休業)